

## 再審法改正を求める要望意見書

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つであると、日本弁護士連合会が指摘しているように、個人の尊重を最高の価値として掲げる日本国憲法の下では、無実の者が処罰されることは絶対に許されず、冤罪被害者は速やかに救済されなければなりません。

再審は、誤判により有罪判決を受けた冤罪被害者を救済することを目的とした制度ですが、現行の法律では捜査で集められた証拠を開示する規定が明文化されておらず、真実を明らかにすることが難しいのが現状です。

また、長い年月をかけて再審開始決定を得ても、検察官の不服申立てによって審理が長期化することもあります。

よって、国及び関係機関におかれましては、再審法の改正を速やかに行うよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫 小 牧 市 議 会

【提出先】 内閣総理大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長